

## 大阪維新の会 代表選挙執行規則

### (目的)

第1条 この規則は、本会規約第6条第7項の規定に基づき、代表選挙の執行に関して必要な事項を定める。

### (代表選挙管理委員会)

第2条 代表選挙に関する事務全般を管理するため、代表選挙が行われる都度、本会に代表選挙管理委員会を置き、当該代表選挙の確定をもって解散する。

- 2 代表選挙管理委員会は、5人以内の委員によって構成する。
- 3 委員は、総務会長が指名するものとする。なお、総務会長が代表選挙に立候補する場合は、総務会長代行が、総務会長代行が不在の場合又は代表選挙に立候補する場合は副総務会長が総務会長に代わり委員を指名する。
- 4 代表選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によって決定する。
- 5 委員長は、代表選挙管理委員会を運営し、その事務を管理する。
- 6 委員長は、あらかじめ委員の中から、委員長がその職務を行うことができない場合に委員長に代わってその職務を行う副委員長一人を指名しておかなければならない。
- 7 代表選挙管理委員会は、過半数の委員の出席により成立する。
- 8 代表選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員は、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。
- 10 委員は、代表選挙の候補者（以下「代表候補者」という。）の推薦人になることができず、いずれの代表候補者の支援活動を行うこともできない。

### (投票権を有する会員)

第3条 次条第2項に規定する代表選挙の告示日現在で会員であり、かつ全体会議開催日に会員である者をもって代表選挙の投票権を有する会員とする。

### (選挙期日及び告示日)

第4条 任期満了による代表選挙は任期満了日前20日以内に、代表が欠けた場合による代表選挙はその事由が発生した日から30日以内に行う。

- 2 選挙期日（代表選挙執行のための全体会議開催日をいう。以下同じ）の告示は、少なくともその10日前までに全体会議の開催案内とともに行わなければならない。
- 3 代表選挙管理委員会は、選挙期日、告示日その他の選挙日程を決定するとともに、併せて、第2条第3項の規定により代表選挙管理委員会委員を指名した者に対して代表選挙執行のための全体会議の開催を要請するものとする。

### (代表候補者)

第5条 代表候補者となることができる者は、第3条で規定する投票権を有する会員である者とする。

- 2 代表候補者となろうとする者は、前条第2項の告示日において次の書面により代表選挙管理委員会委員長に届け出なければならない。
  - 一 候補者届出書（別記第1号様式）
  - 二 推薦人として本会会員10人を記載した推薦人届出書（別記第2号様式）及び推薦人になることの承諾書（別記第3号様式）
  - 三 代表候補者が第3条で規定する会員であること及び代表選挙を公正に行うことを誓う旨の宣誓書（別記第4号様式）
- 3 前項の立候補届出の時間、場所は代表選挙管理委員会が定めるものとする。なお、代表選挙管理委員会は、その日時、場所その他の立候補手続等について立候補予定者説明会を開催する等により周知に努めるものとする。
- 4 代表選挙管理委員会は、第2項の届出締切後その状況を速やかに会員に周知しなければならない。
- 5 第2項の規定により届出のあった代表候補者は、当該告示日の立候補届出時間内に代表選挙管理委員会委員長に届出をしなければ、その代表候補者たることを辞することができない。

（代表候補者に対する措置）

- 第6条 代表候補者が立候補の要件を欠いた場合は、代表選挙管理委員会は役員会の承認のもと、立候補の届出を取り消すものとする。なお、前条第2項第2号に規定する推薦人の要件は、立候補届出時点での要件とし、届出後に要件を満たさないこととなっても代表候補者の身分に変更はないものとする。
- 2 代表候補者が第11条の規定に違反した場合、その他代表候補者としてふさわしくない行為を行った場合は、代表選挙管理委員会は役員会の承認のもと、必要な措置をとることができるものとする。

（投票）

- 第7条 投票は、選挙期日に開催される全体会議における自書式によることを原則とする。
- 2 投票は、投票用紙（別記第5号様式）に候補者一人の氏名とともに自身の氏名を記載して行う単記記名投票とする。
  - 3 投票は一人一票とする。

（郵便投票）

- 第8条 前条の規定にかかわらず、公務その他の理由により（やむをえず）代表選挙を実施する全体会議に参加できない会員は、郵便により投票することができるものとする。
- 2 前項の規定により郵便投票を行おうとする者は、告示日の前日までに欠席の理由を記載した「欠席届及び委任状」（別記第6号様式）により代表選挙管理委員会に申し出なければならないものとし、告示日以後その申出者に対して代表選挙管理委員会が郵送する投票用紙（別記第5号様式）に代表候補者一人の氏名及び自身の氏名を記入し、これを代表選挙管理委員会宛に郵送して行うこととする。
  - 3 前項の規定により郵送した投票用紙は、党本部及び郵便局側の瑕疵も含めいかなる理由によつ

ても再送しない。

(代表選挙実施のための全体会議)

- 第9条 代表選挙実施のための全体会議は、第4条第3項の規定により代表選挙管理委員会からの要請を受け、第2条第3項の規定により代表選挙管理委員会委員を指名した者が招集する。
- 2 前項の全体会議は、代表選挙以外の案件を上程することができるものとする。なお、代表選挙以外の案件は代表選挙執行後に行うものとし、議案の説明等は旧役員が行う。
  - 3 全体会議における代表選挙議案の進行は代表選挙管理委員会が行う。
  - 4 会員の投票前に、立候補者による立会演説会を行う。
  - 5 立会演説会終了後すみやかに出席会員による投票を行う。
  - 6 代表選挙の開票は、前項の投票終了後、前条の郵便投票とともに直ちに代表選挙管理委員会の監理の下事務局職員が行う。
  - 7 有効投票の最多数を得た代表候補者を当選者と決定する。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。
  - 8 前条第2項の規定により代表選挙管理委員会から投票用紙を郵送した会員は、本条の全体会議には出席することはできないが、観覧することはできる。なお、全体会議欠席の理由が消滅した場合は、郵送した投票用紙を持参することで全体会議に出席できるものとする。

(無効票)

- 第10条 次の投票は、無効とする。
- 一 正規の用紙を用いないもの
  - 二 代表候補者でない者の氏名を記載したもの
  - 三 二人以上の代表候補者の氏名を記載したもの
  - 四 代表候補者の何人に対して投票したかを確認できないもの
  - 五 会員氏名を記載しないもの
- 2 疑問票の判定は代表選挙管理委員会が行う。

(選挙運動)

- 第11条 代表選挙の選挙運動期間は、告示日から選挙期日の前日までとする。
- 2 選挙運動は、他の法令等で規制されていることを除き、原則として自由とする。ただし、何人も、代表選挙に関して買収及び供応、代表候補者の名誉を傷つける行為その他選挙の清潔、明朗及び公正を害する行為を行ってはならない。
  - 3 代表選挙管理委員会は、前項の行為が行われたと判断した場合は、その事実を公表するとともに、当該行為の中止勧告、注意、警告、処分等を行うものとする。

(定めのない事項の取扱い)

- 第12条 代表選挙に関する事項で、本会規約又は本規則に定めがない事項については、代表選挙管理委員会が決定する。

附則

この規則は、令和3年9月4日から実施する。

附則

この規則は、令和8年1月8日から実施する。